

## 特定非営利活動法人 ところ 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ところ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもや地域の方々など誰でも参加出来る、そして自信と誇りに満ち溢れることを育む「居場所づくり事業」と、子どもや家族が地域で適切な支援を受け、自分らしく健やかに成長・生活していけるようにエンパワーメントを中心としたコーディネートなどのサポートを行う「相談支援事業」を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動
- (6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①居場所づくり事業
- ②児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任するこ

とができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。  
(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者、もしくは表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 事務局の組織及び運営

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 前条の規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設ける

ことができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員の総数の2分の1が出席し、その正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事

氏名 齊藤 智文

副代表理事

氏名 中谷 秀平  
理事

氏名 三田 洋資  
監事

氏名 尾崎 将義

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成28年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 2,000円  
正会員会費 年額3,000円
  - (2) 賛助会員入会金 500円  
賛助会員会費 年額1,000円
- 7 第53条のただし書きの規定は、法第28条の2第1項の規定の施行の日から施行する。
- 8 この法人の平成30年度からの入会金及び会費は、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 2000円  
正会員会費 年額1000円
  - (2) 賛助会員入会金 500円  
賛助会員会費 年額1000円
- 9 この法人の平成30年度の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、平成30年4月1日から平成30年9月30日までとする。平成30年10月1日から、第47条の規定を施行する。

# 令和8年度事業計画書

(令和7年10月1日～令和8年9月30日)

特定非営利活動法人ところ

## I 事業の実施方針

### 居場所づくり事業として

こどもたちの居場所として、こどもたちが求めていること。保護者が求めていること。せっかく過ごすなら有意義に過ごせるのか?家で過ごすのと一緒ではなく、ここに来たからこそ体験できることを提供する。・無料を維持するために、助成金の取得、寄付の依頼を進めていく。・居場所事業の人員の安定のため、理事の2人組を維持する。また、ボランティアさんでもリーダー的立場の方を育成する。

### 相談支援事業として

次年度、現任研修の更新タイミングとなる。事務員や相談支援専門員の増員を検討している。事務所を東住吉区内に移転予定。また、大阪市障がい児療育支援事業のエントリーの検討している。(制度につなげる)利用者の相談支援であること、事業所と連携しながらサポートを行う。事業所さんのエンパワメントも行えるように、関係性づくりを取り組みたい。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1)居場所づくり事業

【内 容】 参加費無料・申込不要のハードルが低い、気軽に立ち寄れる居場所を提供する。平野区内でスタートした街角図書館の「おさんぽ絵本」の設置施設として、また、保育士を配置することで、子育て相談や、こどもたちを見守りながら、あそびの提供を行う。

#### 【実施場所】

平野区居場所 わたわた	たちばな会館	平野区加美鞍作 1-2-31
都島区居場所 こすもす	都島区社会福祉協議会	都島区都島本通3-12-31
岸和田居場所 オルオル	春木市民センター	岸和田市春木若松町21-1
八尾居場所 みんぐるっこ	八尾市生涯学習センターかがやき	八尾市旭ヶ丘5丁目85-16

#### 【実施日時】

平野区居場所 わたわた	第3火曜日 10:00～12:00	コミュニティ農園 日曜日(第4日曜日以外) 11:00～15:00
都島区居場所 こすもす	第3木曜日 10:00～12:00	
岸和田居場所 オルオル	2月・10月 を予定	
八尾居場所 みんぐるっこ	夏休み期間に実施	

【事業の対象者】 地域の方どなたでも

【収 益】 20千円(材料費等実費負担分20千円)その他、助成金・寄付金を充当。

【費 用】 330千円(賃借料100千円・会議費45千円・旅費交通費115千円・消耗品費50千円・保険料10千円・諸会費10千円)

(2)児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

【内 容】 こどもや、保護者に対して、指定障がい児相談支援・指定特定相談支援を行う。

【実施場所】 利用者宅への家庭訪問・担当者会議、定期的なモニタリングの実施。関係機関との連絡調整等

【実施日時】 月曜日・水曜日～土曜日 13:00～19:30(土曜日のみ10:00～16:30)

◎定休日 火曜日・日曜日・祝日・第3木曜日・第3土曜日・10/1 創立記念日・12/28～1/4

【事業の対象者】 指定障がい児相談支援事業・指定特定相談支援事業 対象者

【収 益】 6,000 千円 (障がい福祉サービス事業収益 国保連給付金)

【費 用】 4,941 千円 (人件費 3,230 千円、旅費交通費 135 千円、会議費 95 千円、通信費 300 千円、地代家賃 450 千円、保険料 20 千円、修繕費 35 千円、水道光熱費 80 千円、消耗品費 350 千円、印刷製本費 10 千円、租税公課 1 千円、支払手数料 200 千円、研修費 20 千円、新聞図書費 15 千円)

※上記の事業以外は、実施予定なし

# 令和9年度事業計画書

(令和8年10月1日～令和9年9月30日)

特定非営利活動法人ところ

## I 事業の実施方針

### 居場所づくり事業として

こどもたちの居場所として、こどもたちが求めていること。保護者が求めていること。せっかく過ごすなら有意義に過ごせるのか?家で過ごすのと一緒ではなく、ここに来たからこそ体験できることを提供する。・無料を維持するために、助成金の取得、寄付の依頼を進めていく。・居場所事業の人員の安定のため、理事の2人組を維持する。また、ボランティアさんでもリーダー的立場の方を育成する。

### 相談支援事業として

東住吉区に事務所を移転し、大阪市障がい児療育支援事業の公募にも採択されて、受給者証サービスにつながらないけど、「制度のはざま」支援を、法人の専門性と掛け合わせて展開を図っていく。また、現任研修2回目となり、相談支援のブラッシュアップを行う。相談支援専門員の増員は検討して行きたい。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1)居場所づくり事業

【内容】参加費無料・申込不要のハードルが低い、気軽に立ち寄れる居場所を提供する。平野区内でスタートした街角図書館の「おさんぽ絵本」の設置施設として、また、保育士を配置することで、子育て相談や、こどもたちを見守りながら、あそびの提供を行う。公募に採択されれば、大阪市障がい児療育支援事業と絡めてサポートを行っていく。

#### 【実施場所】

平野区居場所 わたわた	たちばな会館	平野区加美鞍作 1-2-31
都島区居場所 こすもす	都島区社会福祉協議会	都島区都島本通3-12-31
岸和田居場所 オルオル	春木市民センター	岸和田市春木若松町21-1
八尾居場所 みんぐるっこ	八尾市生涯学習センターかがやき	八尾市旭ヶ丘5丁目85-16

#### 【実施日時】

平野区居場所 わたわた	第3火曜日 10:00～12:00	コミュニティ農園 日曜日(第4日曜日以外) 11:00～15:00
都島区居場所 こすもす	第3木曜日 10:00～12:00	
岸和田居場所 オルオル	2月・10月を予定	
八尾居場所 みんぐるっこ	夏休み期間に実施	

#### 【事業の対象者】 地域の方どなたでも

【収益】20千円(材料費等実費負担分20千円)その他、助成金・寄付金を充当

【費用】330千円(賃借料100千円・会議費45千円・旅費交通費115千円・消耗品費50千円・保険料10千円・諸会費10千円)

(2)児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

【内容】こどもや、保護者に対して、指定障がい児相談支援・指定特定相談支援を行う。

【実施場所】利用者宅への家庭訪問・担当者会議、定期的なモニタリングの実施。関係機関との連絡調整等

【実施日時】月曜日・水曜日～土曜日 13:00～19:30(土曜日のみ10:00～16:30)

◎定休日 火曜日・日曜日・祝日・第3木曜日・第3土曜日・10/1 創立記念日・12/28～1/4

【事業の対象者】 指定障がい児相談支援事業・指定特定相談支援事業 対象者

【収 益】 6,000 千円（障がい福祉サービス事業収益 国保連給付金）

【費 用】 5,691 千円（人件費 3230 千円、旅費交通費 135 千円、会議費 95 千円、通信費 300 千円、地代家賃 1,200 千円、保険料 20 千円、修繕費 35 千円、水道光熱費 80 千円、消耗品費 350 千円、印刷製本費 10 千円、租税公課 1 千円、支払手数料 200 千円、研修費 20 千円、新聞図書費 15 千円）

※上記の事業以外は、実施予定なし

# 令和8年度活動予算書

特定非営利活動法人ところ  
(単位：円)

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費		11,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		100,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000		200,000
4 事業収益			
居場所づくり事業収益	20,000		
障害福祉サービス事業（相談支援）収益	6,000,000		6,020,000
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			6,331,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,000,000		
法定福利費	200,000		
福利厚生費	30,000		
人件費計	3,230,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	250,000		
通信費	300,000		
会議費	140,000		
賃借料	100,000		
地代家賃	450,000		
保険料	30,386		
修繕費	35,000		
水道光熱費	80,000		
消耗品費	400,000		
印刷製本費	10,000		
租税公課	1,050		
支払手数料	200,000		
研修費	20,000		
諸会費	10,000		
新聞図書費	15,000		
雑費			
支払利息			
その他経費計	2,041,436		
事業費計		5,271,436	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			5,271,436
当期経常増減額			1,059,564
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,059,564
前期繰越正味財産額			▲ 1,059,564
次期繰越正味財産額			0

# 令和9年度活動予算書

特定非営利活動法人ところ  
(単位：円)

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費		11,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		100,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000		200,000
4. 事業収益			
居場所づくり事業収益	20,000		
障害福祉サービス事業（相談支援）収益	6,000,000		6,020,000
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			6,331,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,000,000		
法定福利費	200,000		
福利厚生費	30,000		
人件費計	3,230,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	250,000		
通信費	300,000		
会議費	140,000		
賃借料	100,000		
地代家賃	1,200,000		
保険料	30,386		
修繕費	35,000		
水道光熱費	80,000		
消耗品費	400,000		
印刷製本費	10,000		
租税公課	1,050		
支払手数料	200,000		
研修費	20,000		
諸会費	10,000		
新聞図書費	15,000		
雑費			
支払利息			
その他経費計	2,791,436		
事業費計		6,021,436	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			6,021,436
当期経常増減額			309,564
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			309,564
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			309,564